第一項から第五項まで、第七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

39　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

40　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

41　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項、第三十項から第三十三項まで、第三十五項及び第三十六項に掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十七項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

七項及び前項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第八項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「平成三十一年三月三十一日まで」とあるのは「令和三年三月三十一日まで」と、「二千キロワット未満のもの」とあるのは「二千キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二千キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

36　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十項、第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項及び前二項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和二年三月三十一日まで」とあるのは「令和四年三月三十一日まで」と、「五百キロワット未満のもの」とあるのは「五百キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が五百キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」とする。

37　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十二項、第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項及び前三項の規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十二項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和三年三月三十一日まで」とあるのは「令和五年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット以上のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号ロ(1)中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。

38　系統連系工事着工申込みの受領の日が令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に属する場合における太陽光発電設備（第十四項、第十六項、第十七項、第十九項から第二十二項まで、第二十四項、第二十五項、第二十七項、第二十八項及び第三十項から第三十三項までに掲げるものを除く。）については、第一項から第五項まで、第七項、第八項、第十項、第十二項及び第三十四項から前項までの規定にかかわらず、当該設備に係る系統連系工事着工申込みの受領を法第十条第一項の規定による当該設備の運転開始予定日の変更の認定とみなして、第十四項の規定を適用する。この場合において、同項本文中「令和四年三月三十一日まで」とあるのは「令和六年三月三十一日まで」と、「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット以上のもの」と、同項第二号イ中「次に掲げる変更の認定」とあるのは「次に掲げる変更の認定及び当該設備の運転開始予定日の変更の認定」と、同項の表中「二百五十キロワット未満のもの」とあるのは「二百五十キロワット未満のもの又はみなし認定事業者に係るもののうちその出力が二百五十キロワット以上のもの」とする。